

仕様書番号：営6-1  
作成年月日：令和5年12月20日

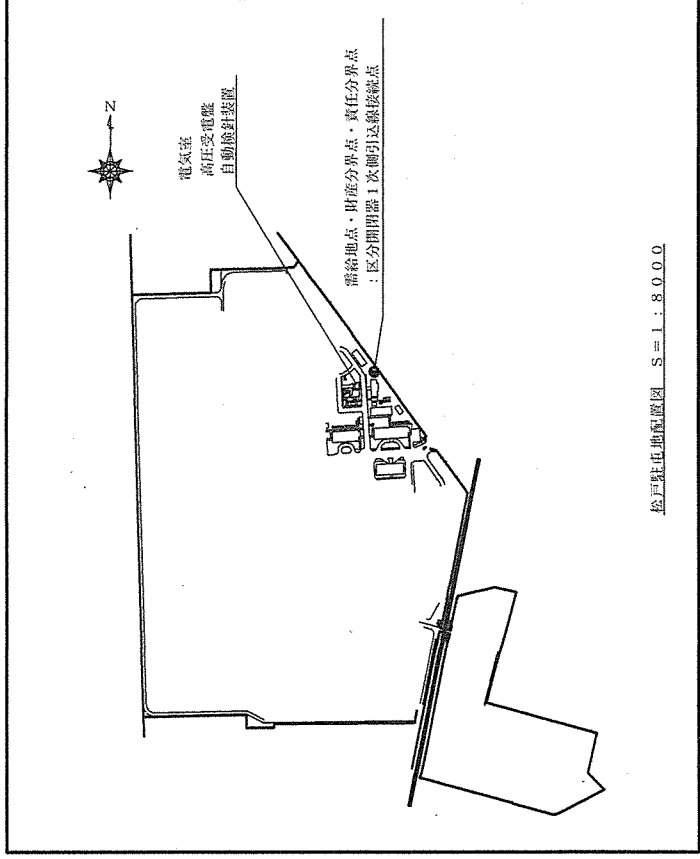
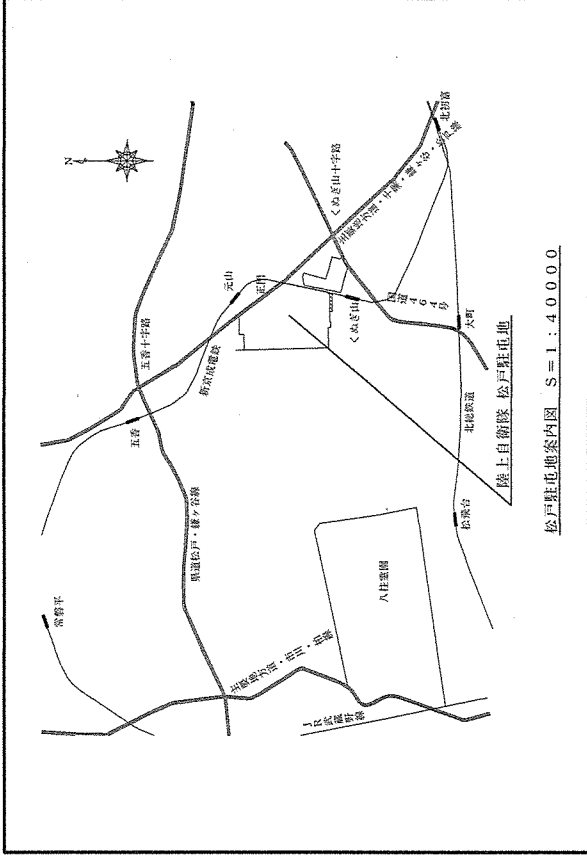
# 松戸駐屯地電気料

陸上自衛隊 需品学校

関係者以外不許複製	
件名	松戸駐屯地電気料
図面番号	1/3
図面名称	表紙
	縮尺
	—

# 仕 様 書

- 1 件 名：松戸駐屯地電気料
- 2 需要場所：千葉県松戸市五香六表17 陸上自衛隊松戸駐屯地
- 3 概 要  
業務及び用途：官公署
- 4 仕 様
  - (1) 供給電気方式等
    - ア 電気方式
    - イ 供給電圧（標準電圧）：6,000V
    - ウ 計量電圧（標準電圧）：6,000V
    - エ 標準周波数：50HZ
    - オ 受電方式：1回線受電
    - カ 蓄熱式不備設備の有無：無し
  - (2) 電力使用量
    - ア 契約電力：900kw
    - イ 予定電力使用量：2,810,317kwh
    - ウ 月別予定電力使用量：「補足資料」参照
  - (3) 供給電気の種類等
    - ア 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率10%とすること。
  - 参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要  
<https://www.there100.org/sites/re100/files/100%Technical%20Aug%202021.pdf>
  - イ 供給する電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で提出することとする。
  - 参照：付紙第2～3 提出様式例
  - (4) 使用期間
    - 自 令和6年4月1日 0時
    - 至 令和7年3月31日 24時
  - (5) 電力検針
    - ア 自動検針装置：有り（東京電力所有）
    - イ 検針方式：遠隔自動検針
    - ウ 計量器：電力需給用複合計器（通信機能付 精密級）
  - (6) 需給地点  
配置図参照
  - (7) 電気工作物の財産分界点  
配置図参照
  - (8) 保安上の責任分界点  
配置図参照
  - (9) 環境配慮試験法に基づく検針要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第4に掲げる条件を満たすこと。
  - (10) その他
    - ア 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
    - イ 下記の非常用自家発電装置を保有している。  
(ア) 通信器材電源用：出力150KVA 3相200V 50Hz ディーゼル機関  
(ウ) 非常電源用：出力500KVA 6600V 50Hz ディーゼル機関
    - ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規程（標準（託送）供給条件）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は項目アのとおりとし、燃料費調整、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。



図面 番号	松戸駐屯地電気料	図面 尺	2/3
図面 名称	仕様書・案内図・配置図	図 示	

## 月別予定電力使用量

月	6' 予定電気使用量 (KWH)	5' 電気使用量 (KWH)	4' 電気使用量 (KWH)	平均力率 (%)
4	156,145	160,968	171,061	100
5	157,565	161,310	159,694	100
6	231,477	237,353	227,186	100
7	340,186	346,630	328,687	100
8	346,910	353,057	318,576	100
9	335,260	343,389	297,086	100
10	201,404	202,052	179,163	100
11	165,114	176,324	183,714	100
12	221,578	※ 221,578	228,006	100
1	234,667	※ 234,667	239,157	100
2	220,285	※ 220,285	239,157	100
3	199,726	※ 199,726	224,901	100
計	2,810,317	※2,857,339	2,762,822	

※は予測値

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和5年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第●●●会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和4年度 1kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	<p>「令和4年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和4年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(KWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>④ 令和4年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math>\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}</math></p> <p>令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math>\frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和4年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---



適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官  
陸上自衛隊◇◇駐屯地  
第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他( )	

2 令和4年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号：営6-2

作成年月日：令和5年12月20日

# 柏高射教育訓練場電氣料

陸上自衛隊 需品学校

関係者以外不許複製

件名	柏高射教育訓練場電氣料	図面番号	1/3
図面名称	表紙	縮尺	—

# 仕様書

1 件名：柏高射教育訓練場電気料

2 需要場所：千葉県柏市大室1739 陸上自衛隊柏高射教育訓練場

3 概要

業種及び用途：官公署

4 仕様

(1) 供給電気方式等

ア 電気方式：交流三相3線式

イ 供給電圧（標準電圧）：6,000V

ウ 計量電圧（標準電圧）：6,000V

エ 標準周波数：50HZ

オ 受電方式：1回線受電

カ 蓄熱式不斉設備の有無：無し

(2) 電力使用量

ア 契約電力：71kw

イ 予定電力使用量：258,887kwh

イ 月別予定電力使用量：「補足資料」参照

(3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<https://www.there100.org/sites/default/files/2021-08/RE100%20Technical%20Aug%202021.pdf>

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面で提出することとする。

参照：付紙第2～3 提出様式例

(3) 使用期間

自 令和6年4月1日 0時

至 令和7年3月31日 24時

(4) 電力検針

ア 自動検針装置：有り

イ 検針方式：遠隔自動検針

ウ 計量器：電力供給用複合計器

(5) 需給地点

配置図参照

(6) 電気工作物の財産分界点

配置図参照

(7) 保安上の責任分界点

配置図参照

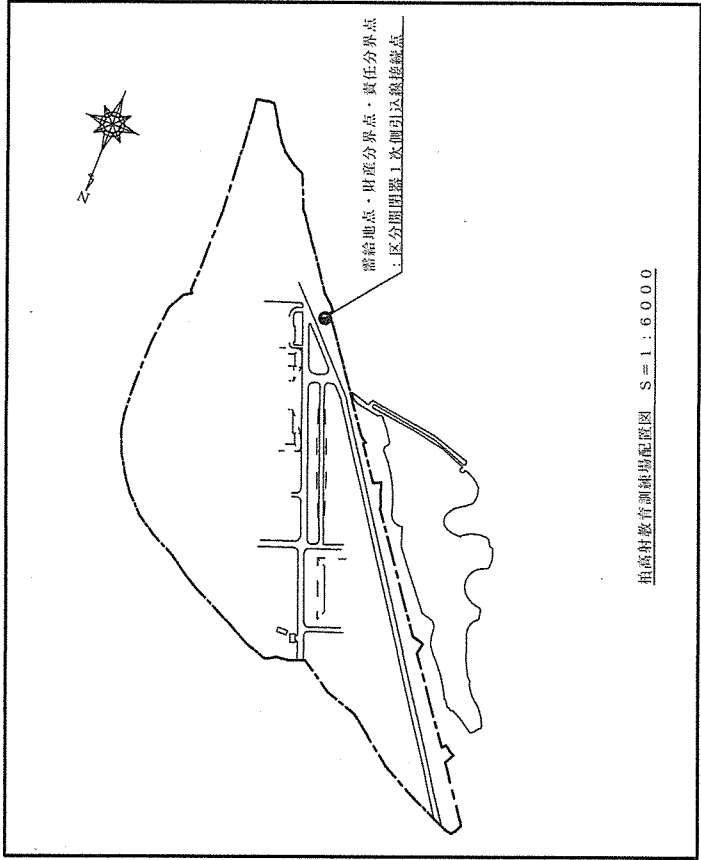
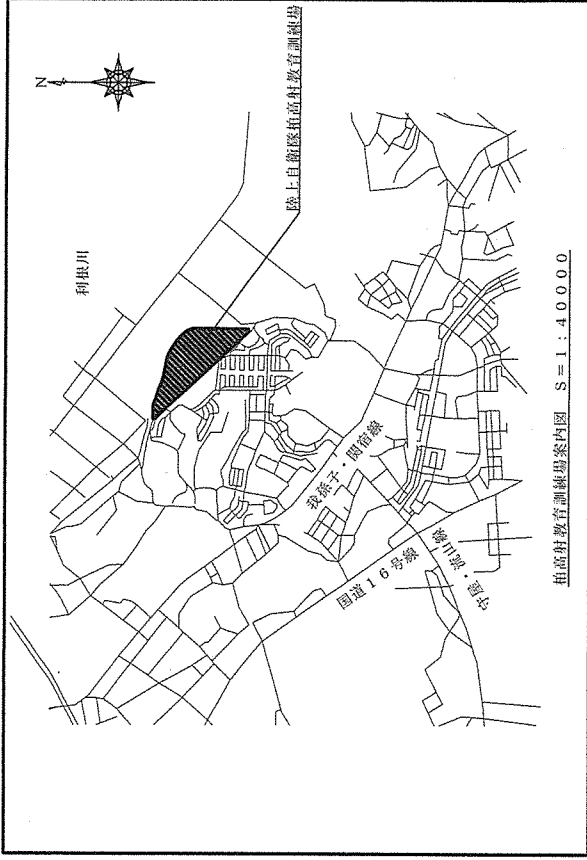
(8) 環境配慮契約法に基づく届切り要件

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第4に掲げる条件を満たすこと。

(9) その他

ア 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（括弧）供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は項目アのとおりとし、燃料費調整、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。



件名	柏高射教育訓練場電気料	図面番号	2/3
図面名称	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示

## 月別予定電力使用量

月	6' 予定電気使用量 (KWH)	5' 電気使用量 (KWH)	4' 電気使用量 (KWH)	平均力率 (%)
4	19,714	19,714	10,964	100
5	16,669	16,669	17,109	100
6	19,092	19,092	18,549	100
7	24,612	24,612	17,992	100
8	22,671	22,671	20,183	100
9	24,144	24,144	22,489	100
10	21,265	21,265	19,593	100
11	19,452	19,452	18,643	100
12	22,025	※ 22,025	22,025	100
1	22,770	※ 22,770	22,770	100
2	26,302	※ 26,302	26,302	100
3	20,171	※ 20,171	20,171	100
計	258,887	※ 258,887	236,790	

※は予測値

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和5年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第●●●会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和4年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	<p>「令和4年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和4年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>④ 令和4年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  (算定方式) <span style="float: right;">①+②+③+④+⑤</span></p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量  (送電端(KWh))</p> <p>② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量  (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh)  (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和4年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>



<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官  
陸上自衛隊◇◇駐屯地  
第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和4年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。